

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年12月6日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 藤沢 正悦

1. 工事概要

- (1) 工事名 慶良間RAG外2か所シェルター補修工事
(2) 工事場所 仕様書による。
(3) 工事内容 本工事は、非常用予備発電設備及びサイトシステムのシェルター補修工事を行うものである。補修工事とは、鉄骨、金属、建具、防水工事をいう。
(4) 工期 契約締結日の翌日から 平成25年3月29日まで
(5) 入札方法 本工事は、提出資料・入札を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムによりがたい者は、契約担当官等に紙入札方式による参加を願い出るものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大阪航空局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 大阪航空局の平成23・24年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「建築工事業」で「B等級」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生開始手続の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (6) 沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 次に掲げる施工実績を有すること。
平成9年4月1日以降に完成・引渡が完了した、以下に掲げる工事（以下「同種工事」という。）の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）
(ア) 工事内容：鉄骨工事を含む改修、新築又は増築
(イ) 構造：鉄骨造で階数は問わない。
(ウ) 建物規模：建物規模は問わない。
なお、当該実績が国土交通省発注工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
(ア) 1、2級建築施工管理技士又は1、2級建築士、またはこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
(イ) 上記(7)に掲げる工事経験を有する者であること。
(ウ) 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3
大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 尾野
電話 098-859-5106
- (2) 入札説明書の交付方法
上記3.(1)の場所において、
平成24年12月6日（木）～平成24年12月20日（木）までの間無償にて貸与する。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限、場所及び方法
平成24年12月20日（木）17時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。
ただし、紙入札方式による参加の場合平成24年12月20日（木）17時00分までに、
上記3.(1)まで持参又は郵送（宅配便を含む）すること。
- (4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
(ア) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当官等から承諾を得た者は、紙により持参又は郵送すること。
(イ) 電子入札システムによる入札期間

- 平成25年1月23日（水） 9時00分から
 平成25年1月23日（水） 17時00分まで
- (ウ) 紙により持参する場合 平成25年1月24日（木）開札時刻までに開札場所へ持参すること。（ただし、郵送の場合 平成25年1月23日（水）17時00分までに那覇空港事務所会計課へ必着とする。）
- (エ) 開札日時及び場所 平成25年1月24日（木）10時00分から
 那覇空港事務所統合庁舎 2階入札室

4. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

- (ア) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。
 ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (イ) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (ウ) 予決令第85条の基準に該当する入札があった場合は、落札の決定を一旦「保留」する。落札の決定を「保留」した場合は、「入札金額」及び「該当入札者の氏名」とともにその場では公表しない。
 その際、落札者はその場では決定されず、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により後日速やかに決定する。
 後日、落札者が決定した場合は、速やかに入札者全員にその旨を通知する。

(2) 入札書の記載方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 有り。

(3) 前払金 無し。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 入札者に要求される事項

本競争に参加を希望する者は、本公告で示した請負内容を確実に履行し得ることを証明するため、入札説明書に掲げる資料を提出し、契約担当官等の競争参加資格の確認を開札日の前日までに受けること。なお、期限までに資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(6) 入札書の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号に該当する入札は無効とする。

(ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札。

(イ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。

(ウ) 金額を訂正した入札。

(エ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

(オ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札。

(カ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。

(キ) 技術審査資料等を添付することとされた入札にあっては、当該技術審査資料等が契約担当官等の審査の結果採用されなかつた入札。

(ク) 特定商品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかつた入札。

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(7) 代理人による入札

(ア) 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに委任状（様式自由A4版）を提出しなければならない。

(イ) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 本件に関する窓口は、上記3.(1)のとおり。

(9) その他 詳細は入札説明書による。